

# (介護予防・医療保険) 訪問看護重要事項説明書

あなた（またはあなたの家族）が利用しようと考えている（介護予防）訪問看護（以下、「訪問看護サービス」という。）について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問してください。

## 1. 訪問看護サービスを提供する事業者について

法人名称	社会医療法人渡邊高記念会
代表者	理事長 佐々木 恭子
所在地	兵庫県西宮市室川町 10 番 22 号
連絡先	TEL 0798 - 74 - 2630 FAX 0798 - 74 - 0199
設立年月	昭和 40 年 11 月 1 日

## 2. 訪問看護サービスを提供する事業所について

事業所の名称	訪問看護ステーション西宮わたなべ
指定事業所番号	西宮市指定事業者番号 2860990155
所在地	兵庫県西宮市室川町 11 番 23 号
連絡先	TEL 0798-22-3790 FAX 0798-38-7504
管理者	大内 靖子
開設年月	平成 11 年 7 月 1 日
通常の事業の実施地域	西宮市・芦屋市
出張所の名称	訪問看護ステーション西宮わたなべサテライト
出張所の所在地	兵庫県西宮市六湛寺町 2-1 セントラルガーデンタワー107
出張所の連絡先	TEL 0798-36-1901 FAX 0798-36-1925

### 3. 事業の目的及び運営方針

事業の目的	利用者的心身の特性を踏まえて生活の質の確保を重視し、利用者の立場に立った適切な訪問看護サービスを提供することを目的とします。
運営方針	<ul style="list-style-type: none"><li>地域との結びつきを重視し、市町、地域包括支援センター、在宅療養相談支援センター、指定居宅介護支援事業者、主治医、障害福祉サービス等との連携に努めます。</li><li>目的を常に明確にするとともに、目的達成のために、職員の熱意と資質を向上させるよう努めます。</li></ul>

### 4. 営業日及び営業時間について

営業日	月曜日から金曜日（祝日を除く）
営業時間	8時30分から17時30分
サービス提供日	月曜日から金曜日（祝日を除く）
サービス提供時間	9時から17時
休業日	国民の祝日、12月30日～1月3日

### 5. 従業員について

- 以下、この重要事項説明書において「看護師等」とは、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士をいいます。「看護職員」とは保健師、看護師、准看護師をいいます。  
「リハビリテーション職員」とは理学療法士、作業療法士、言語聴覚士をいいます。

職種	職員数
管理者	1名（常勤）
看護職員	3名以上
リハビリテーション職員	0名

## 職種と主な業務内容

職種	業務内容
管理者	利用の申し込みに係る調整、従業員の管理、事務の実施状況の把握、適正なサービス提供を行なうための指示命令などの業務を行ないます。
看護職員	健康管理、療養生活上の援助、医師の指示に基づく医療行為
理学療法士	運動機能の回復や維持
作業療法士	日常生活上の作業能力の回復や維持
言語聴覚士	発声、嚥下等の機能の回復や維持

## 6. 訪問看護サービス提供の手順について

- ① 居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所等の担当者や医療機関を通して受け付けます。または、直接利用者（ご家族）からの事業所へのご来訪、もしくはお電話で受け付けます。
- ② 重要事項説明の後、契約を締結します。
- ③ 主治医から（介護予防）訪問看護指示書の発行を受けます。主治医の指示及び利用者に係る居宅介護支援事業所（介護予防支援事業所）が作成した居宅サービス計画（介護予防サービス計画）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた（介護予防）訪問看護計画を作成します。（介護予防）訪問看護計画を作成後、利用者に説明し、同意を頂いた上で交付いたします。
- ④ （介護予防）訪問看護計画書に基づき（介護予防）訪問看護を提供します。

## 7. 訪問看護サービスの内容について

(介護予防) 訪問看護 の内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・健康管理（血圧、体温、脈拍測定などの健康状態の観察と助言）</li><li>・清潔の援助（入浴・シャワー浴介助、清拭、洗髪等）</li><li>・栄養、排泄のケア</li><li>・リハビリテーション</li><li>・医師の指示による医療処置、医療機器の管理</li><li>・床ずれの予防、処置</li><li>・認知症、精神疾患の看護、相談</li><li>・終末期の看護</li><li>・ご家族などへの介護支援、相談、介護予防</li><li>・退院指導</li><li>・緊急時の対応</li></ul>
-----------------------	---

## 8. 訪問看護サービス事業の担当者及び提供時間、回数について

- ・ サービス内容や回数により複数の看護師等が担当する場合があります。
- ・ 担当の看護師等は、必要に応じ交替することがあります。
- ・ 担当の看護師等の交替を希望される場合は、管理者までお申し出下さい。なお、看護師等の指名はできません。
- ・ 理学療法士等による訪問看護サービスは、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護師の代わりにさせるという位置づけです。よって、利用者の状態について心身の適切な評価を実施するための看護師の定期的な訪問を必要とします。また、理学療法士等による訪問看護の対象者は、「通所リハビリテーションのみでは家屋内における日常生活動作の自立が困難である場合」となっています。
- ・ 学生の実習や看護師等の研修などのため、学生等が担当の看護師等とともに同行訪問させていただくことがあります。
- ・ 医療保険訪問看護の利用時間・回数制限に関しては、指示内容により異なるため、利用者への説明、相談の上、決定させていただきます。

提供時間	(介護予防) 訪問看護計画に基づく時間とします。
------	--------------------------

提供回数	(介護予防) 訪問看護計画に基づく回数とします。
------	--------------------------

## 9. キャンセルについて

- ・ 利用者がサービスを中止する際には、速やかに次の連絡先までご連絡ください。  
西宮わたなべ：電話（0798）22-3790  
西宮わたなべ（サテライト）：電話（0798）36-1901
- ・ 利用者の都合でサービスを中止する場合には、出来るだけサービス利用の前日までにご連絡下さい。前日までにご連絡がなかった場合は、キャンセル料 2,000 円を申し受けます。但し、利用者の急変、入院などやむを得ない事情がある場合には、キャンセル料は不要です。

## 10. 利用料について

- ・ 利用料、その他の費用については「訪問看護料金表」の通りです。利用料は、利用者負担のある月末に計算し、翌月 20 日までに請求します。
- ・ 現金払いの場合は、利用者負担のある月分の利用料金請求領収書を発行しますので、内容を照合のうえ、発行月内にお支払ください。ゆうちょ銀行またはご希望の金融機関からの口座振替の場合は、サービスご利用翌々月の 27 日（27 日が土日祝日の場合は翌営業日）に引き落

とされますので、後日利用料金請求領収書にて内容を照合してください。利用開始月など口座振替手続きが間に合わない月は、現金でのお支払いとなります。

- 利用料、その他の費用の支払について、支払期日から2ヶ月以上遅延し、さらに支払の督促から14日以内にお支払がない場合には、契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことになります。

## 11. 秘密の保持と個人情報の保護について

- 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

事業者及び事業者の使用者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

- 個人情報の保護について

事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良なる管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止します。個人情報の提供は必要最小限とし、サービス提供に係わる目的以外には利用しません。事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

### 【使用する目的】

- ご利用に係る居宅サービス計画（介護予防サービス計画）を、円滑に提供するために実施されるサービス担当者会議に必要となる場合
- 介護支援専門員と介護サービス事業者との連絡調整上必要となる場合
- サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等の場合
- 利用者に介護サービスを提供している他の介護サービス事業者と連携する場合
- 利用者に病状の急変が生じた場合の主治医等への連絡の場合
- 利用者の心身の状況などを家族に説明する場合
- 介護保険業務に関する情報提供の場合
- 事業所における学生への実習の場合
- ケースカンファレンス・研修発表等学習の為

### 【使用期間】

- サービス提供契約期間に準ずる。

## 12. 緊急時の対応について

- サービス提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し適切な処置を行います。主治医の連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講じます。
- 前項について、しかるべき処置をした場合は、利用者が予め指定した連絡先に連絡するとともに、速やかに管理者及び主治医へ報告します。

### **13. 家族等への連絡について**

事業者は、希望があった場合には、利用者に連絡するのと同様の通知をその家族にも行ないます。

### **14. 禁止事項・留意事項について**

事業者は、訪問看護サービス業務においては、医師の判断に基づいてサービスを提供します。サービス提供の際に事故やトラブルを避ける為、次の事項にご留意ください。

- 看護師等は、年金の管理、金銭の貸借等の金銭の取り扱いはできません。
- 看護師等は、介護保険制度上、利用者の心身機能維持回復のために療養上の世話や診察の補助を行うこととされています。それ以外の業務（食事、掃除等）をすることはできませんので、ご了承ください。
- 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。
- 利用者の同居家族に対するサービス提供は行えません。
- 愛玩動物（ペット）を室内で飼育している場合、訪問中はゲージ内若しくは別室での管理をお願いします。職員の安全を確保できないと判断した場合、サービスを中止する場合があります。
- 見守りカメラの設置を含む職員を撮影する際はお声掛けの上、同意を得るようお願い致します。
- 職員に対して行う暴言・暴力などのパワーハラスメントやセクシャルハラスメント行為や嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービス中止や契約を解除することもあります。

### **15. 虐待の防止について**

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 大内 靖子
-------------	-----------

- ② 成年後見制度の利用を支援します。  
③ 苦情解決体制を整備しています。  
④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。  
⑤ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。  
⑥ 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果については看護師等に周知します。  
⑦ 虐待の防止のための指針を整備しています。

## 16. 訪問看護サービスの苦情、相談窓口について

<事業者の窓口> 訪問看護ステーション 西宮わたなべ 管理者 大内 靖子	所在地 兵庫県西宮市室川町11番23号 TEL 0798-22-3790 FAX 0798-38-7504 受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後17時30分 相談方法：電話、面談（要予約）、文書、FAX等
<市区町村の窓口> 西宮市役所 健康福祉局 福祉総括室 法人指導課	所在地 西宮市六湛寺町10-3 TEL 0798-35-3082 FAX 0798-34-5465 受付時間 月～金曜日（祝日、12/29～1/3除く） 午前9時～午後5時30分
<公共団体の窓口> 兵庫県国民健康保険団体連合会	所在地 神戸市中央区三宮町9-1-1801 TEL 078-332-5617 FAX 078-332-5650 受付時間 月～金曜日 午前9時～午後5時

## 17. 事故発生時の対応について

- ① 事業者は、訪問看護サービスの提供にともなって、事故が発生した場合は速やかに利用者の家族及び後見人に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。
- ② 事業者の責任において、利用者の生命・身体・財産等を傷つけた場合は、その責任の範囲において利用者に対してその損害を賠償します。但し、事業者に故意・過失がない場合はこの限りではありません。
- ③ 事業者は、保険会社「東京海上日動」の「賠償責任保険」に加入しています。内容詳細についてお尋ねになりたい場合は、事業者管理者までご連絡下さい。

## 18. 衛生管理等

- (1)看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2)事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3)事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。  
①母体病院の感染症委員会に毎月参加するとともに、その結果を従業者に周知徹底。  
②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を母体病院と整備。  
③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を母体病院と定期的な実施。

## **19. 記録の保管について**

事業者は、サービス提供に関する記録を完結の日から 5 年間保管します。記録の閲覧及び実費を支払っての写しの交付は、利用者及び家族に限って可能です。

## **20. 異常気象時・災害時の営業について**

事業所周辺地域に被害が予想される警報等発令時や看護師等が公共交通機関の運行停止により出勤できない場合、天候により看護師等の安全が確保出来ないと判断した場合には訪問業務を見合わせる事があります。

また、災害発生時には被害状況により通常業務が行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や医療機関との連携、必要時の訪問を行います。

## **21. 業務継続計画の策定等について**

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## **22. 訪問看護医療 DX 情報活用について**

- (1) 看護師等が居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して訪問看護を実施します。
- (2) マイナ保険証の利用を促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組みます。

## **23. 加算に関する同意の確認**

下記の加算に同意する場合は「同意します」に丸印を。同意しない場合は「同意しません」に丸印をご記入ください。

### **緊急時訪問看護加算・緊急時介護予防訪問看護加算 医療保険：24 時間連絡対応加算**

#### **( 同意します ・ 同意しません )**

※この加算は、利用者様またはご家族から、電話での相談をお受けするサービスです。

24 時間連絡体制があり、さらに計画外の緊急時訪問を必要に応じて行います。緊急の相談や訪問を行っていない月においても、その月の 1 回目の訪問看護を行った日に加算を算定します。

## **24. 重要事項の変更について**

事業者は、重要事項説明書に記載した内容に変更が生じた場合は、速やかに利用者及びその家族に文書において通知します。